

堺市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「毎月1日」の次に「(以下「基準日」という。）」を加え、「基準日として」を「基準として」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

第3条第7項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「毎月10日」を「各四半期の最初の月の10日」に改め、「この項において」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第8項とする。

ただし、第5項の規定による政務活動費は、交付事由該当月の翌月の10日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）に交付する。

第3条第6項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を次のように改める。

6 第3項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派に所属する議員に含めないものとする。

第3条第4項中「月の途中」を「一四半期の途中」に、「結成された場合は、その結成された日の属する月」を「結成された場合又は新たに議員となった場合は、その結成された日又は新たに議員となった日の属する月（以下この条において「交付事由該当月」という。）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政務活動費は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

第4条を次のように改める。

（所属議員等の異動等に伴う調整）

第4条 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、前条の規定により既に交付した政務活動費のうち、異動があった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。）以降の政務活動費を返還しなければならない。

- (1) 会派に所属する議員の数が減少した場合
- (2) 会派を解散した場合
- (3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合
- (4) 議員でなくなった場合
- (5) 会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合

2 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、異動があった日の属する月の翌月分以降の政務活動費の交付申請を行うことができる。

- (1) 会派に所属する議員の数が増加した場合
- (2) 会派を結成した場合
- (3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合
- (4) 新たに議員となった場合
- (5) 会派に所属する議員が会派に所属しない議員となった場合

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、一の議員から第1項の規定による返還及び前項の規定による交付申請が同時に行われるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により当該議員から返還される政務活動費と前項の申請に基づき当該議員に新たに交付する政務活動費との差額（以下単に「差額」という。）を返還させ、又はこれを交付することができる。この場合において、差額が生じないときは、返還及び交付のいずれをも要しないものとする。

- (1) 第3条第1項第2号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「議員交付会派」という。）に所属する議員と会派に所属しない議員（以下この項において「無会派議員」という。）との間で異動があった場合
- (2) 議員交付会派間で議員の異動があった場合
- (3) 議員交付会派に所属する議員と第3条第1項第3号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「部分交付会派」という。）に所属する議員との間で異動があった場合
- (4) 部分交付会派に所属する議員と無会派議員との間で異動があった場合
- (5) 部分交付会派間で議員の異動があった場合

4 第1項の規定による政務活動費の返還及び前項の規定による差額に係る手続は、速やかに行わなければならない。

5 第2項の規定により政務活動費の交付申請を行う場合、当該交付申請があった日の属する月の翌月10日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）に交付する。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとし、その適正な運用を期すため、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

第8条第1項中「3年」を「5年」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費」を「第5条に定める政務活動費を充てることができる経費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条」を「第5条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第2項」を「第3項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「4月30日」を「5月10日」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「収支報告書等」の次に「議長に」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援会活動経費
- (5) 私的活動経費

附則の次に次の別表を加える。

(次の別表 別記)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の堺市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された

この条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

(交付の方法の特例)

- 3 平成25年3月分の政務活動費に限り、この条例による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第2項及び第8項の規定にかかわらず、同月8日に交付する。

別表（第5条関係）

調査研究費	会派又は議員が行う市の事務及び行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派又は議員が行う研修会及び講演会を開催するために必要な経費並びに会派に所属する議員及び会派が雇用する職員並びに議員及び議員が雇用する職員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
要請・陳情活動費	会派又は議員が行う要請又は陳情活動に要する経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	<p>1 会派若しくは議員が行う活動又は市政を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費</p> <p>2 会派又は議員が行う、市政及び会派若しくは議員の活動に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動のために要する経費</p>
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務・事務所費	会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費及び会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費